

保育園等における抗原定性検査キットの配布について

1 目的

感染を早期に発見し、感染拡大を防止するため、高齢者施設や保育所等の職員等を対象として、新型コロナウイルス感染症に係る集中的検査を実施するもの。

2 対象地域

県内全域（盛岡市を除く^{※1}）

※1 盛岡市においても、同様の集中的検査を実施

3 対象施設及び対象者

- (1) 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等
 - ・施設従事者
- (2) 高齢者施設、障がい者施設等（入所系、通所系、訪問系）
 - ・施設従事者
 - ・新規入所者（入所系の施設に限る）

4 検査方法

抗原定性検査キットにより、次の頻度で検査を実施

- (1) 施設従事者
 - ・週2回（濃厚接触者の待機期間短縮のための検査にも使用可）
- (2) 新規入所者
 - ・新規入所時に1回

5 実施期間

令和4年8月9日^{※2}から当面の間

※2 終了時期は、県内の感染状況により県が判断

6 実施方法

(1) 意向確認

- ・施設から参加希望を申込^{※3}

※3 現時点の申込期限は、令和4年12月10日

(2) 抗原検査キットの配布

- ・参加施設あて検査キットを配布（1～3か月分）
- ・抗原検査キットの残数により、検査キットを追加配布

(3) 検査実施

- ・各施設において検査を実施

【検査結果に係る対応】

（陽性の場合）

- ① 65歳未満等の重症化リスクの低い方
 - ・いわて陽性者登録センターに連絡し登録
 - ・かかりつけ医や診療・検査医療機関に相談
- ② 65歳以上の方等
 - ・かかりつけ医や診療・検査医療機関に相談

（陰性の場合）

- ・新型コロナウイルス感染症に感染している可能性は否定できないことから、感染対策の徹底を継続

(4) 検査結果の報告

- ・毎週報告（インターネットを利用した方法により県あて報告）

(5) 集中的検査実施期間の終了後の対応

- ・集中的検査終了時に、施設で保管する検査キットがある場合は、次の集中的検査期間に備え、施設内で適切に保管